OPクレジット JCB会員規約･規定　新旧対照表
※赤字下線部分が改定になった箇所です。
※規約中の「当社」は小田急電鉄株式会社、「JCB」は株式会社ジェーシービー、「両社」は小田急電鉄株式会社および株式会社ジェーシービーをいいます。

改定前	改定後
第２条（カードの貸与およびカード管理）	第２条（カードの貸与およびカード管理）
2．カードの表面には会員氏名・会員番号・カードの有効期限等（以下「会員番号等」といいます。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいいます。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」といいます。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第22条に定めるものをいいます。以下同じ。）をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。	2．カードの表面には会員氏名・会員番号・カードの有効期限等（以下「会員番号等」といいます。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいいます。会員番号等とセキュリティコードをあわせて「カード情報」といいます。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第22条に定めるものをいいます。以下同じ。）をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。
第４条（カードの機能）	第４条（カードの機能）
2．ショッピング利用は、会員が加盟店（第12条に定めるものをいいます。以下同じ。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行なうことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。	2．ショッピング利用は、会員が加盟店（第12条に定めるものをいいます。以下同じ。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。
第６条（カードの有効期限）	第６条（カードの有効期限）
1．カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。	1．カードの有効期限は、カードの表面に表示された年月の末日までとします。
第８条（年会費）	第８条（年会費）
1．本会員は、当社に対し、本規約末尾に記載の当社が通知または公表する年会費および消費税を、有効期限月（カード上に表示された年月の月をいいます。）の3ヶ月後の月（ただし、入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月）の約定支払日（第35条に定めるものをいいます。以下同じです。）に支払うものとします。ただし、入会2年度目以降の年会費は、前年度のショッピング利用のクレジットでの支払い金額合計額が、当社所定の金額以上であり、かつその期間内に売上票が当社へ到着している場合には、当社が負担します。なお、合計額は、本会員と家族会員の利用代金の合算とします。	1．本会員は、当社に対し、本規約末尾に記載の当社が通知または公表する年会費および消費税を、有効期限月（カードの表面に表示された年月の月をいいます。）の3ヶ月後の月（ただし、入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月）の約定支払日（第35条に定めるものをいいます。以下同じです。）に支払うものとします。ただし、入会2年度目以降の年会費は、前年度のショッピング利用のクレジットでの支払い金額合計額が、当社所定の金額以上であり、かつその期間内に売上票が当社へ到着している場合には、当社が負担します。なお、合計額は、本会員と家族会員の利用代金の合算とします。
第１０条の２（反社会的勢力の排除）	第１０条の２（反社会的勢力の排除）
1．会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」といいます。）を行わないことを確約するものとします。	1．会員および入会を申し込まれた方（以下あわせて「会員等」といいます。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」といいます。）を行わないことを確約するものとします。
第２５条（ショッピング利用代金の支払区分）	第２５条（ショッピング利用代金の支払区分）
2．前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払い区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも電子マネーの入金・カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものには適用されません。 (1)本会員が申し出、以降のショッピング利用代金の支払いを、すべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は本規約末尾に記載のショッピングリボ払いの手数料率となります。 (2)当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当社が指定した月の約定支払日から別の支払い区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い・ショッピング分割払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い・ショッピング分割払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。	2．前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも電子マネーの入金・カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものには適用されません。 (1)本会員が申し出、以降のショッピング利用代金の支払いを、すべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は本規約末尾に記載のショッピングリボ払いの手数料率となります。 (2)当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当社が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い・ショッピング分割払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い・ショッピング分割払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。
第３０条（会員と加盟店との間の紛議等）	第３０条（会員と加盟店との間の紛議等）
3．第2項にかかわらず、本会員は、支払い区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法の定める指定権利または提供を受けた役務（以下、あわせて「商品等」といいます。）について次の事由があるときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。	3．第2項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法の定める指定権利または提供を受けた役務（以下、あわせて「商品等」といいます。）について次の事由があるときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。
＜繰上返済方法＞	＜繰上返済方法＞
（表の枠内文言） 4．持参によるご返済 当社またはＪＣＢに現金を持参して返済する方法	（表の枠内文言） 4．持参によるご返済 ＪＣＢに現金を持参して返済する方法
小田急ポイントカード特約	小田急ポイントカード特約
《小田急グループ》 小田急電鉄㈱ 、箱根登山鉄道㈱ 、江ノ島電鉄㈱ 、箱根登山バス㈱ 、神奈川中央交通㈱ 、小田急バス㈱ 、立川バス㈱ 、東海自動車㈱ 、箱根登山観光バス㈱ 、㈱ 江ノ電バス横浜、㈱ 江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東㈱ 、神奈川中央交通西㈱ 、神奈中観光㈱ 、小田急シティバス㈱ 、㈱ シティバス立川、㈱ 伊豆東海バス、 ㈱南伊豆東海バス、 ㈱西伊豆東海バス、 ㈱新東海バス、㈱ 東海バスオレンジシャトル、小田急箱根高速バス㈱ 、小田急交通㈱ 、箱根登山ハイヤー㈱ 、㈱ 神奈中タクシーホールディングス、相模中央交通㈱ 、神奈中ハイヤー㈱ 、 ㈱湘南相中、㈱ 厚木相中、㈱ 海老名相中、二宮神奈中ハイヤー㈱ 、神奈中サガミタクシー ㈱、神奈中ハイヤー横浜㈱ 、伊勢原交通㈱ 、川崎交通産業㈱ 、新立川交通㈱ 、伊豆急東海タクシー㈱ 、小田急交通南多摩 ㈱、箱根観光船㈱ 、箱根ロープウェイ㈱ 、大山観光電鉄㈱ 、富士汽船 ㈱、小田急箱根ホールディングス㈱ 、東海輸送㈱ 、小田急オートサービス㈱ 、 ㈱小田急百貨店、小田急商事㈱ 、 ㈱北欧トーキョー、㈱ ビーバートザン、 ㈱白鳩、江ノ電エリアサービス㈱ 、㈱ 神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売㈱ 、神奈中相模ヤナセ㈱ 、 ㈱小田急友の会、小田急食品㈱ 、小田急不動産㈱ 、㈱ 小田急ハウジング、箱根施設開発㈱ 、 ㈱フラッグス、㈱ 小田急リゾーツ、 ㈱ホテル小田急、 ㈱ホテル小田急静岡、㈱ ホテル小田急サザンタワー、箱根プレザント㈱ 、㈱グランドホテル神奈中、UDS㈱ 、沖縄UDS㈱ 、誉都思建筑咨洵（北京）有限公司、誉都思餐飲管理（北京）有限公司、㈱ 小田急レストランシステム、ジローレストランシステム㈱ 、 ㈱神奈中システムプラン、㈱ ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア（カンボジア）、 ㈱小田急トラベル、㈱ 小田急スポーツサービス、㈱ 富士小山ゴルフクラブ、 ㈱クリエイトＬ＆Ｓ、 ㈱小田急エンジニアリング、神中興業㈱ 、横浜車輌工業㈱ 、 ㈱東海車輌サービス、㈱ 小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス㈱ 、横浜ビルシステム㈱ 、東海綜合警備保障㈱ 、小田急デパートサービス㈱ 、㈱ コンフィット、㈱ ウェルハーツ小田急、 ㈱小田急エージェンシー、 ㈱アドベル、 ㈱神奈中情報システム、 ㈱小田急ランドフローラ、 ㈱小田急フィナンシャルセンター、 ㈱神奈中アカウンティングサービス、㈱ 小田急プラネット、 ㈱小田急保険サービス、 ㈱小田急グループマテリアルズ 計99社2017年1月現在	《小田急グループ》 小田急電鉄㈱ 、箱根登山鉄道㈱ 、江ノ島電鉄㈱ 、箱根登山バス㈱ 、神奈川中央交通㈱ 、小田急バス㈱ 、立川バス㈱ 、東海自動車㈱ 、箱根登山観光バス㈱ 、㈱ 江ノ電バス横浜、㈱ 江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東㈱ 、神奈川中央交通西㈱ 、神奈中観光㈱ 、小田急シティバス㈱ 、㈱ シティバス立川、㈱ 伊豆東海バス、 ㈱南伊豆東海バス、 ㈱西伊豆東海バス、 ㈱新東海バス、㈱ 東海バスオレンジシャトル、小田急箱根高速バス㈱ 、小田急交通㈱ 、箱根登山ハイヤー㈱ 、㈱ 神奈中タクシーホールディングス、相模中央交通㈱ 、神奈中ハイヤー㈱ 、 ㈱湘南相中、㈱ 海老名相中、㈱ 厚木相中、二宮神奈中ハイヤー㈱ 、神奈中サガミタクシー ㈱、神奈中ハイヤー横浜㈱ 、伊勢原交通㈱ 、川崎交通産業㈱ 、新立川交通㈱ 、伊豆急東海タクシー㈱ 、小田急交通南多摩 ㈱、箱根観光船㈱ 、箱根ロープウェイ㈱ 、大山観光電鉄㈱ 、富士汽船 ㈱、小田急箱根ホールディングス㈱ 、東海輸送㈱ 、小田急オートサービス㈱ 、 ㈱小田急百貨店、小田急商事㈱ 、 ㈱北欧トーキョー、㈱白鳩、江ノ電エリアサービス㈱ 、㈱ 神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売㈱ 、神奈中相模ヤナセ㈱ 、 ㈱小田急友の会、小田急食品㈱ 、小田急不動産㈱ 、㈱ 小田急ハウジング、箱根施設開発㈱ 、 ㈱フラッグス、㈱ 小田急リゾーツ、 ㈱ホテル小田急、 ㈱ホテル小田急静岡、㈱ ホテル小田急サザンタワー、箱根プレザント㈱ 、㈱グランドホテル神奈中、UDS㈱ 、沖縄UDS㈱ 、誉都思建筑咨洵（北京）有限公司、誉都思酒店管理（北京）有限公司、㈱ 小田急レストランシステム、ジローレストランシステム㈱ 、 ㈱神奈中システムプラン、㈱ ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア（カンボジア）、 ㈱小田急トラベル、㈱エリスタ、㈱ 小田急スポーツサービス、㈱ 富士小山ゴルフクラブ、 ㈱クリエイトＬ＆Ｓ、 ㈱小田急エンジニアリング、神中興業㈱ 、横浜車輌工業㈱ 、 ㈱東海車輌サービス、㈱ 小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス㈱ 、横浜ビルシステム㈱ 、東海綜合警備保障㈱ 、小田急デパートサービス㈱ 、㈱ コンフィット、㈱ ウェルハーツ小田急、 ㈱小田急エージェンシー、 ㈱アドベル、 ㈱神奈中情報システム、 ㈱小田急ランドフローラ、 ㈱小田急フィナンシャルセンター、 ㈱神奈中アカウンティングサービス、㈱ 小田急プラネット、 ㈱小田急保険サービス、 ㈱小田急グループマテリアルズ 計99社2017年7月現在
＜年会費のご案内＞	＜年会費のご案内＞
（表の枠内文言） （家族会員/ゴールドカード会員） 1名様分は当社が負担します。2名様以上の場合、2人目より1名様につき1,000円（税別） （家族会員/一般カード会員） 1名様につき100円（税別）ただし初年度は当社が負担します。	（表の枠内文言） （家族会員/ゴールドカード会員） 1名さま分は当社が負担します。2名様以上の場合、2人目より1名さまにつき1,000円（税別） （家族会員/一般カード会員） 1名さまにつき100円（税別）ただし初年度は当社が負担します。
※上記にかかわらず、入会2年度目以降の年会費は、当社所定期間内のショッピング利用の合計額が当社所定の金額以上であった場合には、当社が負担します。	※上記にかかわらず、入会2年度目以降の年会費は、当社所定期間内のショッピング利用の合計額が当社所定の金額以上あり、かつその期間内に売上票が当社へ到着している場合には、当社が負担します。